

第二浄化センター運転管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告に係る調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成22年1月29日

奈良県知事 荒井正吾

## 第1 競争入札に付する事項

### 1 委託名

第二浄化センター運転管理業務委託

### 2 委託場所

奈良県第二浄化センター

大和川上流流域下水道第二処理区幹線管渠

### 3 委託期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

### 4 入札方法

入札は、3年間の総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 5 開札後、競争入札参加資格確認を行ったうえで落札者を決定します。

詳細は入札説明書によります。

## 第2 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加できる者は、次の1に掲げる条件をすべて満たす者又は2に掲げる条件を満たす共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して受託する場合における各者の総称をいいます。以下同じとします。）とします。

### 1 単独の者である場合の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q1建物管理で登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話（代表） 0742-22-1101 内線4718

- (7) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）（以下「登録規程」といいます。）第2条第1項に規定する下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている者であること。

- (8) 下水道法（昭和33年法律第79号）に定める終末処理場のうち次のア及びイに該当する施設について、平成7年4月1日以降に、6年以上継続して運転管理業務受託実績（共同企業体としての実績の場合は、出資比率20%以上のものに限ります。）を有する者であること（アについての実績は、水処理から汚泥処理まで一貫した受託に限ります。）。

なお、ア及びイについてのそれぞれの実績は、同一の処理場についてのものである必要はありません。

ア 汚水10万 $\text{m}^3$ /日以上の水処理能力を有する終末処理場

イ 下水汚泥焼却施設又はセメント資源化施設

- (9) 登録規程第3条に規定する下水道処理施設管理技士を統括責任者として専任で配置できる者であること。
- (10) 共同企業体の構成員としてこの入札に参加していない者であること。

## 2 共同企業体である場合の条件

- (1)、(2)及び(3)について、それぞれに定める条件をすべて満たす者であること。

### (1) 共同企業体

ア 3者以内の構成員により任意に結成されたものであること。

イ 構成員の出資比率は、次の要件を満たすこと。

(ア) 構成員が2者の場合は、全ての構成員の出資比率が30%以上であり、かつ、代表者の出資比率は構成員中で最大又は最大と同比率であること。

(イ) 構成員が3者の場合は、全ての構成員の出資比率が20%以上であり、かつ、代表者の出資比率は構成員中で最大又は最大と同比率であること。

ウ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

エ 各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

オ 登録規程第3条に規定する下水道処理施設管理技士を統括責任者として専任で配置できること。

### (2) 共同企業体の代表者

1の(1)から(8)までのいずれにも該当すること。

### (3) 共同企業体の代表者以外の者

ア 1の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

イ 下水道法に定める終末処理場のうち汚水1万m<sup>3</sup>/日以上の水処理能力を有するものについて、平成7年4月1日以降に、3年以上継続して、水処理から汚泥処理まで一貫した運転管理業務受託実績（共同企業体としての実績の場合は、出資比率20%以上のものに限りません。）を有すること。

### 第3 入札書の提出方法等

#### 1 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県土木部まちづくり推進局下水道課総務管理係（県庁主棟1階）

電話（直通） 0742-27-7524

#### 2 入札説明書及び仕様書等の交付期間等

(1) 交付期間 平成22年1月29日（金）から同年3月11日（木）まで

(2) 交付方法 奈良県ホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス

[http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-4285.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-4285.htm)

#### 3 入札書の提出方法等

##### (1) 提出方法

入札書の提出は、書留郵便に限ります。この場合において、入札書は二重封筒とし、表封筒に「3月12日開札 第二浄化センター運転管理業務委託入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県流域下水道センター所長あての親展として、平成22年3月11日（木）午後5時までに(2)の提出場所に到着するようにしてください。

(2) 提出場所 〒639-1035 大和郡山市額田部南町160番地

奈良県流域下水道センター総務課総務経営係

#### 4 入札執行回数

入札執行回数は、2回までとします。初度入札及び再度入札における入札書の中封筒への入れ方については、入札説明書によります。

なお、再度入札で落札者がなかった場合は、入札説明書に定める手順により随意契約に移行する場合があります。

#### 5 開札の日時

(1) 日時 平成22年3月12日（金）午前10時20分

- (2) 場所 大和郡山市額田部南町160番地  
奈良県流域下水道センター 4階会議室

6 くじ引きを行う場合の日時及び場所

- (1) 日時 平成22年3月12日(金) 午後3時20分
- (2) 場所 5の(2)に同じ。

第4 競争入札参加資格の確認の手続

- 1 開札後、落札候補者は、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」といいます。)を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。
- 2 申請書等の提出方法等
  - (1) 提出日時 平成22年3月15日(月)の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除きます。)
  - (2) 提出場所 大和郡山市額田部南町160番地  
奈良県流域下水道センター総務課総務経営係
  - (3) 提出部数は、1部とします。
  - (4) 申請書等作成に要する経費は、提出者の負担とします。
  - (5) 提出された申請書等は、返却しません。

第5 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とします。
- 2 入札保証金  
免除します。
- 3 契約保証金  
奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条に定めるところによります。
- 4 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- 5 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

8 契約の不締結

開札後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置を受けた場合は契約を締結しません。

9 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

10 手続における交渉の有無

無

11 その他

詳細は、入札説明書によります。

第6 Summary

1 Name and Features of Bid: the Nara Prefectural 2nd River-Basin Sewage Center Maintenance Management Program

2 Deadline for Tenders by Mail: Thursday, March 11th, 2010

3 For further information, please contact: General Management Charge, Sewerage Division, Civil Engineering Department, Nara Prefectural Government 30 Nobori-oji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 Japan  
Phone: 0742-27-7524